

がんばろう！嘉島 ～熊本県嘉島町下水道支援報告～

支援活動名	下水道等公共施設の災害復旧業務
所属	上下水道局東部工事事務所下水道課主任
氏名	深川 弘明
活動期間	平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

【はじめに】

平成 28 年 4 月に起きた熊本地震の復興支援として、下水道復旧を図るために嘉島町へ派遣されました。

個人的には、平成 24 年の九州北部豪雨災害でうきは市へ派遣されて以来、二度目の災害派遣となる。

熊本地震以降、上下水道局は下水道の被災状況調査の段階から、益城町をはじめ、その周辺市町へ継続的に職員を派遣しており、私も災害査定設計書の作成・災害査定
の受検補助として、2 度ほど熊本に来ていた。

災害査定に関しては、前回うきは市への派遣の時に携わった業務と同様であったので、上手く、その経験を活かせるのではないかと考えている。

【嘉島町着任】

朝の定例会（全職員出席）の中で、嘉島町長から辞令を頂いた後、嘉島町が今回の被災を受けて作成した T シャツをもらった。

役場の職員もこれを着て仕事をしているので、早速、翌日から自分もこれを着て、嘉島町の一員として頑張っていこうと思った。

配属先は建設課下水道係。担当する主な業務は、下水道の災害復旧工事の発注・現場監督及びこれらの総括業務である。

元々、下水道係には技術職が一人もいないため、総括業務まで任されることになったが、果たしてこの重責を自分が担う事が出来るのか不安でしかたなかった。



【がんばろう！嘉島】



【地震によって被災した道路】

【業務内容について】

嘉島町の被災状況は、汚水管渠全 51.4km のうち、約 4.4km が被災。復旧工事費用は、約 4.3 億円となっている。

まず取り掛かった業務は、災害査定で認められた設計書の見直しと現地確認。被災当時から状況が変わったりして、査定設計書の内容では施工が困難な場合など、施工方法の変更等は、国交省との変更協議が必要となるため、まずはこの作業から始めた。

被災から災害査定受検までの期間が短く、その間に被災状況の調査から査定設計書の作成、目論見書の提出までを行うため、十分な検討ができないまま査定を受けている場合が多々あることによるものである。

嘉島町では、被災した下水道管渠を 15 の工区に分けて査定を受けた。これを、比較的施工の容易な箇所から工事を発注していくように計画し、順次、設計・発注を行った。

また、嘉島町は比較的下水道管渠が新しく、維持管理に関する書類がまだ何もないため、取り急ぎ復旧工事に関する仕様書関係の整理が必要で、近隣市町や北九州市の下水道部の協力を得て、作成する事ができた。

最近では、重要変更協議の資料作成等を行い、熊本県の担当職員に国交省と協議をしてもらい、内容が複雑な時には、県職員に同行し、直接国交省防災課と協議を行った。



【下水道管渠災害復旧工事の様子】

【進捗状況】

現在、15工区のうち11工区分を発注。このうち、3件が現在施工中で、5件が3月から施工予定、3件が3月末に契約予定となっている。平成29年度に、残りの4工区分を発注（平成29年2月28日現在）で、全ての復旧工事が完了するのは平成29年度末を見込んでいるが、既に遅れが生じており、平成30年度まで時間を要する可能性も出てきている。

【嘉島町職員との交流】

着任当初から、特に建設課の方々には温かく迎えてもらい、とても楽しい時間を過ごす事ができた。3月の離任が刻々と迫るにつれ、少しずつ寂しさを感じるようになってきた。

役場の皆さんの好意で、11月には上・下益城郡の自治体対抗野球大会に参加し、1月には上益城郡の自治体サッカー大会にも参加させてもらった。サッカー大会には、北九州市から益城町に派遣で来ている吉谷氏も出場しており、決勝戦で対戦することになった。サッカーに関しては、3月末に県下自治体対抗の大会があるそうで、九州大会に繋がる大会とのことだが、何とそれにもぜひ出て欲しいと誘ってもらったところである。



北九州にいる時は、週に3～5回は運動していた私にとって、スポーツの誘いは非常にありがたく、役場職員と親交を深める上でも大いに有意義なものだった。

【最後に】

9月に嘉島町に来てから、長いようであつという間に過ぎて行った7ヶ月だった。災害派遣も2度目が終わろうとしている中、前回同様に感じた事は、大変な事も多々あったが、こんなにやりがいのある仕事はなかなか無いということである。本音を言えば、こんな中途半端な状況の中で嘉島町を離れたくなく、最後の復旧工事の成功認定まで自分の手で終わらせたいと思っている。

しかし、派遣の話があった時に、半年程度ならと渋々了承してくれた家族を前に、「もう1年行きたい。」とは口が裂けても言えず…。それならばせめて、後任の方の負担が少しでも軽くなればとの思いで、残り1ヶ月を頑張っている。

また、来年の野球大会、サッカー大会に呼んでもらえる(かもしれない)そうなので、その時には、今よりもさらに復興に近付いた嘉島町を見に来たいと思う。

もちろん、呼んでもらえずとも図々しく訪ねる予定だ。

『がんばろう！嘉島！』

益城町派遣を経験して

支援活動名	公園等公共施設の災害復旧業務
所属	建設局西部整備事務所工務第二課主査
氏名	吉谷 貴彦
活動期間	平成 28 年 12 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

1 はじめに

平成 28 年 4 月、震度 7 の地震が 28 時間の間隔で 2 回発生する観測史上初の地震が熊本を襲いました。

発生後すぐに被災地の支援、罹災証明発行の派遣募集があり、何か役に立てればと思いき手をあげました。その時は、罹災証明発行で 2 日間熊本市役所へ応援に行きました。多くの方々が訪れ、休憩する時間もないくらい忙しかったのですが、被災された方々から「遠くから大変ですね」「ありがとうございます」と声をかけられ逆に励まされました。2 日間でしたが被災者の方々と話ができ、熊本のために何か協力したいという気持ちが強くなりました。応援から戻り、技術職員として災害復旧の派遣依頼があれば行くしかないと思っていた矢先、益城町への災害派遣の話があったため、派遣に行くことを決めました。

今回、益城町の派遣は 4 ヶ月間でした。九州北部豪雨災害（うきは市）の復旧支援の経験もあったため、派遣先での業務や生活に不安はなかったのですが、北九州市での業務を 4 ヶ月間係員に引き継がなければならぬことが大変申し訳なくてしかたがなかったです。

2 業務内容

今回の業務は、都市計画課において、公園の災害復旧事業を行うもので、国庫補助金を受けるための査定業務と委託、工事の発注業務でした。

前任の篠原氏（東部整備）と連絡を取り内容はある程度把握できていたので、業務にスムーズに入ることができました。

公園の災害査定は 6 公園 8 箇所、既に 5 公園 6 箇所が終了していました。最後の査定



査定状況
サッカー場を備えた益城町総合運動公園

公園が体育館、テニスコート、陸上競技場、合運動公園で復旧金額も高額でした。また、査定が年内で終了するということもあり、熊本県庁や国交省、財務支局との協議で忙しい状況でした。

査定は、前任の篠原氏も呼んで、万全な体制で臨みました。2 日間の日程で 1 日目に書類・現地の確認、2 日目に朱入れと、いつものパターンでしたが、1 日目の確認

で細かい指摘もあり、修正に時間を要し、徹夜での作業となりました。2日目も査定官、立会官が帰る間際まで時間が掛かりハードな2日間でした。結果、無事査定は終了し、体育館については、金額保留、協議設計となり引き続き協議を行うこととなりました。

今までの経験で査定が大変とは分かっていたのですが再度、正確さ、スピードが大事であるということを感じました。査定終了後は、被災した公園の実設計、工事の発注業務を行いました。

3 派遣での経験

今回の派遣では、貴重な経験もしました。宿舎は役場周辺にないため、隣町の菊池郡菊陽町で、車でしか通勤できない場所でした。道も狭く、また車も多く通勤時の渋滞が激しいため、通勤に40分程度かかり、慣れるまでは通勤で疲れる日々でした。北九州市に居ると感じないのですが、北九州市は道路整備が進んでいて走りやすいことが良く分かりました。



益城町、菊陽町は北九州市より気温が低く、冬場の激しいときには、最低気温が氷点下になる日も度々あり、部屋の窓ガラスの結露が凍っているのには驚きました。車の窓ガラスは毎日のように凍結していました。

職場においては、庁舎が被災していることもあり、隣接する公民館の和室でパイプ椅子、長机という厳しい環境での業務でした。また、公園担当ということもあり、公園の木の植え替えや便所掃除なども直営で行いました。北九州市と違って、職員で出来る維持管理については職員で行うため、自らの負担は大きいです。

4 益城町職員との交流

4ヶ月間でしたが、他都市からの派遣職員や役場職員とも交流を深めることができました。1月に行われた上益城郡職員親善サッカー大会に参加させてもらいました。



益城町役場サッカー部

毎年行われている大会で、郡内5町の親睦を深めるため、試合、懇親会を行っています。サッカーを通じて郡内職員同士の交流を深める良い取り組みだと思いました。おかげで仕事では関わらない職員の方々とも仲良くなりました。

5 研究会

毎年、北九州市の東西整備事務所でやっている技術研究会で、益城町の現状報告を行うことができました。

通常業務で忙しく資料収集があまりできなかったということもあり、上手く伝えられない部分もあったと思いますが、北九州市の技術職員に、地震による土木構造物の損傷状況や町の被災状況などは伝えることができたと思います。また、被災地派遣や災害復旧に対たのではないかと思いましたが、できれば復旧方法など詳しい内容も報告できれば良かったと思いましたが、査定が終了したばかりで工事もまだまだの状態なので、今回は状況のみとしました。



技術研究会風景
しての意欲の向上につながっ

6 最後に

震災後約1年が経ちますが、益城町の復旧・復興はまだまだで、本格的に動き出すのはこれからです。来年度以降、大変な状況になることが予想されます。これからも、できることがあれば協力したいと思っています。

4ヶ月間無事に過ごすことができたのも、益城町、北九州市のサポートのおかげだと思っています。関係者の皆様に心より感謝し活動の報告とさせていただきます。

がまだせ益城！

熊本市東税務課での固定資産税業務について

支援活動名	固定資産税に係る調査業務
所属	財政局西部市税事務所納税課主査
氏名	溝部 正博
活動期間	平成 28 年 12 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日

私は、平成 28 年 12 月 1 日に熊本市財政局東税務課（以下、「東税務課」という。）に配属され、12 月の 1 ケ月間、固定資産税班において熊本市東区の固定資産税業務に従事することになった。

1 熊本市東区について

熊本市東区は、熊本市の東部に位置し、平成 24 年度の政令指定都市発足とともに誕生した区で、4 月 14 日の前震、4 月 16 日の本震で最大震度 7 を観測した益城町に接する場所にあり、地震の被害が大きかったところである。

[参考] 熊本市東区 人口 188,724 人、78,146 世帯、面積 50.19k m²
※平成 28 年 11 月 1 日現在推計(くまもと市政だよりより抜粋)

2 東税務課について

東税務課は、東区役所の 1 階に配置されており、固定資産税班、市民税班、総務班に分かれ、それぞれの班で区の固定資産税、市民税、市税徴収業務の一部を行っている。

また、東区役所東部出張所にも事務所があり、そこでは熊本地震に伴う建物被害認定調査を引き続き行っている状況であった。

私が事務引継ぎに行った 11 月 30 日時点での固定資産税班は、私の記憶に間違いがなければ、10 人の職員（主査（本市の係長級）1 人と職員 9 人）と臨時職員 2 人で土地、家屋の固定資産税・都市計画税の賦課事務を行っていた。

同班の職員のうち 3 人が育児休業や病気休暇のため欠員という状況にあり、その 3 人にあてはまるように、愛媛県松山市、群馬県高崎市、本市からの派遣職員が配置されていた。

12 月 1 日に人事異動があり、固定資産税班には、職員が新たに 4 人加わり、また、課内異動で総務班より 1 人が加わり、合計で 15 人の職員と臨時職員 2 人で業務をすることとなった。新たに配属された職員は固定資産税・都市計画税の賦課事務の経験がなく、実質、主査と 2 年目以上の職員で業務を回していたような印象を受けた。

3 事前情報では

派遣される前の情報では、他都市からの派遣職員は、9月から11月中旬までは主に固定資産税・都市計画税災害減免申請認定業務をしていたが、11月中旬からは平成28年中に完成した新築家屋の評価事務に移行したと聞いていた。

また、11月29日の東税務課からの電話連絡では、土地の賦課事務をすとの話を聞いていた。これにより、私は土地の賦課事務の経験がなく、「役に立つのだろうか」と不安になった記憶がある。

このため、私は、固定資産税・都市計画税の災害減免申請認定業務はなく、土地の賦課事務及び平成28年中に完成した新築家屋の評価事務をするものと思っていた。

4 現地での業務について

私は、11月30日に東税務課へ行き、11月に本市から派遣されていた職員から事務引継ぎを受けた。事務引継ぎの内容は、固定資産税・都市計画税災害減免申請認定業務及び平成28年中に完成した新築家屋の評価事務に関するものだった。私が土地の賦課事務をすることについては、本市からの派遣職員は前日に聞かされたらしく詳しくは知らないということで、これ以外の事務引継ぎにとどまった。

12月1日、熊本市役所庁舎で 大西 一史熊本市長より人事異動通知書を受け取り、緊張の中、東税務課固定資産税班での1ヶ月間の業務が始まった。

固定資産税班の皆さんは自らの業務が忙しく、また、12月に新たに加わった職員への助言指導もあり、派遣職員の相手をするどころではなく、何の仕事をするのか話もないまま、派遣1日目の午前が過ぎていった。

これを見かねた、群馬県高崎市の職員から「固定資産税・都市計画税の災害減免申請認定業務があるようだから、それをひとまずしておきましょう」と助言をいただき、この業務をすることとなった。このとき、東税務課固定資産税班での1ヶ月間にする業務が、ほぼこの業務となるとは、知る由もなかった。

5 現地での活動経過

私が、東税務課で平成28年12月の1ヶ月の間に担当した業務は、次の2つだった。

- (1) 固定資産税・都市計画税災害減免申請認定業務
- (2) 新築家屋及び解体(かいか)調査事前準備業務

業務の内容は、次のようなものである。

(1) 固定資産税・都市計画税災害減免申請認定業務

ア 対象となる資産

固定資産税・都市計画税災害減免(以下、「災害減免」という。)は、地震により被害を受けた方が、被害の程度に応じて減免が受けられる制度で、その対象と

なる資産は土地、家屋、償却資産の3つであり、このうち、東税務課では土地、家屋の災害減免の受け付けをしていた。

イ 減免申請手続き

固定資産税・都市計画税減免申請書、り災証明書（写し）の提出により、災害減免申請を受け付けている。

ウ 減免割合

災害減免は、その被害程度により、減免割合が決められている。減免割合は次のとおりである。

減免基準

区分	減免事由	減免割合	
土地	損害の程度（被害面積が土地全体の面積に占める割合）	2割以上4割未満	10分の4
		4割以上6割未満	10分の6
		6割以上8割未満	10分の8
		8割以上	全額
家屋	損害の程度（建物の価値が減少した割合）	2割以上4割未満	10分の4
		4割以上5割未満	10分の6
		5割以上	全額
償却資産	損害の程度（資産の価値が減少した割合）	2割以上4割未満	10分の4
		4割以上6割未満	10分の6
		6割以上	10分の8
		全損又は修復不能	全額

エ 減免割合の認定業務

（ア） 土地

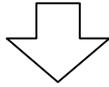
家屋はり災証明書によりその災害減免の判定をするが、土地はり災証明書を災害減免の判定に用いない。このため、土地の災害減免申請があった場合は、職員による現地確認が必要であり、すぐに減免の容認、否認の判断ができない。土地と家屋について同時に災害減免申請があった場合は、土地の現地調査が終わるまで、その事務が保留されていた。

12月時点では固定資産税班で土地の被害状況の現地確認の業務をしていたのは1班（2人一組）だけであり、他の職員は家屋の業務にあたっていた。1日でできる土地の現地確認はその件数に限りがあるため、12月時点でも7～8月に受け付けた土地の災害減免申請の現地確認作業を行っていた状況であった。

土地の災害減免申請に伴う現地確認は、次ページの図のように土地を9区画に分け、各区画の損害の程度を見ている。その全体に占める被害区画の数の割合により減免割合を決定している。

減免基準

区分	減免事由	減免割合	
土地	損害の程度（被害面積が土地全体の面積に占める割合）	2割以上4割未満	10分の4
		4割以上6割未満	10分の6
		6割以上8割未満	10分の8
		8割以上	全額



土地を9区画に分け、各区画の損害の程度を見る

1	2	3
4	5	6
7	8	9

被害区画数	被害割合	減免割合
1	0.11	10分の4
2	0.22	
3	0.33	
4	0.44	10分の6
5	0.55	
6	0.66	10分の8
7	0.77	
8	0.88	10分の10
9	1.00	

<例> 被害区画が3箇所の場合

被害区画数	被害割合	減免割合
3	0.33	10分の4

私は、この現地確認が終わり災害減免を認定できるものから、随時事務手続きをしていった。

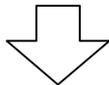
(イ) 家屋

家屋のみの災害減免申請分は、提出されたり災証明書により減免割合を判定しており、11月中旬までにはその事務の大半が終了していたようである。

減免割合は、り災証明書の判定結果により次のように認定している。

減免基準

区分	減免事由	減免割合	
家屋	損害の程度（建物の価値が減少した割合）	2割以上4割未満	10分の4
		4割以上5割未満	10分の6
		5割以上	全額



り災証明書の判定結果	減免割合
一部損壊	0
半壊	10分の4
大規模半壊	10分の6
全壊	全額

12月に入って受け付けた家屋の災害減免申請は、ようやく住家被害認定調査（2次）が終わり、その申請ができるようになったものであった。

また、12月中旬には、マンションなど大規模な住宅の住家被害認定調査（2次）の判定が終わった分の災害減免申請が何棟分も出てくるようになり、その認定業務が多くなっていった。

いずれも、基本的には、地区担当の職員が事務処理を行うが、その一部を引き取り、随時、事務手続きをしていった。

オ 決裁資料

次の資料をそろえて、決裁を受けていた。

- (ア) 固定資産税・都市計画税 更正決定決議書
- (イ) 固定資産税・都市計画税 減免申請書
- (ウ) り災証明書（写し）
- (エ) 土地被害状況調査票
- (オ) 減免計算書
- (カ) 税務地図

(2) 新築家屋及び解家(かいか)調査事前準備業務

固定資産税業務は、その課税の基準日（賦課期日）である1月1日現在の土地、家屋の利用状況の把握のため、現地調査が必要になる。このため、1月1日までに新築家屋が完成しているかどうかや建物が取り壊されているかどうかの調査を行うことになるが、その資料作りなどの準備を一部の職員に代わって行った。

資料は、「税務地図」を利用して作成した。

※ 解家(かいか)とは

解体家屋の略と思われる。本市では、「家屋の滅失」「家屋の解体」「家屋の取り壊し」などと言っているもの。「かいか」と聞いて、字が想像できず、最初は何を言っているのかわからなかった。

固定資産税班では、上記（1）（2）のほか、次の業務をしていた。

- (3) 平成28年中に完成した新築家屋の評価事務
- (4) 市民との窓口での折衝

6 現地での業務で困難であった点や改善すべき点

(1) 支援を必要としていた業務のずれの解消

本市から東税務課固定資産税班へ、平成28年9月から12月までの間、固定資産税業務に関して、毎月1人の職員を派遣した。

9月から11月中旬までは、固定資産税(家屋)業務の現役担当者が派遣されていたものの、災害減免申請認定業務以外の業務をすることはなかったと聞いており、そ

の業務経験をほぼ生かすことなく、その1ヶ月を終えていると思われる。

このことから、「当初支援依頼のあった業務」と「各月の派遣時点において現場で本当に支援を必要とした業務」にずれが生じていたのではないだろうか。各月の派遣時点で、可能であれば、熊本市と調整を行う必要があったのではないかと思う。

(2) 東税務課窓口での市民等への対応

前述したが、他都市からの派遣職員は窓口での市民等の対応、電話対応を任されておらず、それに携わることはなかった。下記ア～ウについては、基礎知識さえあれば、対応できたものと考えられた。これをするだけでも、職員の負担が減ったのではないかと思われる。

ア 固定資産税・都市計画税災害減免申請受付業務

イ 住宅用家屋証明書発行業務

ウ その他電話などの問い合わせ

7 活動を通して印象に残ったこと

職員は、熊本地震により自身も被災をしているにもかかわらず、市民のために黙々と業務を行っていた。精神的に負荷を受けている職員もいただろうが、それを感じさせず、逆に気をつけていただいた印象だった。

本市ではしていない職場が多いと思うが、毎朝8:30に朝礼をしていた。東税務課長からの連絡事項の伝達の後、各班でその日の業務の確認をしており、大変新鮮だった。また、毎週金曜日の終業時には終礼があり、そこで「熊本市飲酒運転撲滅宣言」を東税務課職員全員で読み上げ、飲酒運転をしないための取り組みをしていた。

8 各自の業務の視点で、本市の防災に必要となること等

本市では、固定資産税の減免は、災害にあったその年度は市税条例に基づきその業務を行う。また、災害にあった次の年度の固定資産税（家屋）は、修繕をしていない家屋は、損害の程度から損耗減点補正率を計算して評価を見直すこととなる。

今回の熊本地震のような災害が起こった場合、固定資産税の課税の基準日（賦課期日）である1月1日現在において、損害を受け修繕されないままの家屋が数多く残っていることが考えられ、その現地調査に時間を割くことが難しいのではないかと思われる。このため、災害にあった次の年度の固定資産税（家屋）の事務をどのようにするのも考えておく必要があると思われる。

また、月刊「税」2017年1月号（発行：榊ぎょうせい）31頁～43頁に熊本地震関連の記事「固定資産税（家屋）の災害減免と住家被害認定調査」が掲載されているので、こちらも参考にされたい。

熊本市での住宅応急修理業務について

支援活動名	被災住宅の応急修理に係る業務
所属	産業経済局総務政策部雇用政策課主任
氏名	本田 博司
活動期間	平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 1 月 31 日

【はじめに】

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震の支援のため、平成 29 年 1 月に 1 ヶ月間の熊本市役所勤務に就いた。

地震発生から 9 ヶ月経っていることと、ビルなど堅牢な建物が多いこともあり、市内中心部は、あれほど大きな地震に見舞われたわりには、その形跡はほとんど見受けられない。ただ唯一わかるのは、熊本城である。

いまだに至る所で石垣が崩れ、天守閣の瓦もほとんど落下し、被災当時のままの状態になっている。

また、市内中心部を少し外れ、住宅街に入ると、立入禁止の規制線と赤い貼紙のある斜めに傾いた古い家屋も多く存在する。

【業務の内容と体制】

私が配属されたのは、都市建設局建築住宅部営繕課。地震で被害を受けた半壊以上の家屋を応急修理する際に、市からの一部補助を行なう窓口となる部署である。

ここでは、約 70 名体制で業務を行なっている。もともとの営繕課の職員約 10 名に加え、全国各都市からの応援職員約 30 名、熊本市役所内の他部署からの応援職員約 10 名が各班 6～7 名の 5 班に分かれて申込のあった応急修理の内容審査、工事業者への工事依頼、工事完了検査の書類作成などの業務を行っている。さらに、受付窓口では、地震により大きな損傷を受けて休院している熊本市民病院の看護師約 20 名が被災者の方や工事業者からの申請に対応している。

私が所属したのは「第 4 班」。熊本市職員 1 名と応援職員 6 名の計 7 名で構成されている。



住宅応急修理第 4 班

全国各地からの応援職員で構成
熊本市職員 1 名、応援職員 6 名

(東京都国立市、千葉県東金市、
千葉県市原市、大阪府高槻市、
鹿児島県天城町、福岡県北九州市)

熊本への派遣には自ら手を挙げ、被災地のために役に立ちたい！と強い思いで来た方が多く、中には熊本市出身という方も数名おり、地元の為に何か出来る事を！という思いの方もいた。

9月から3月までの6ヶ月間の派遣、私のように1ヶ月間の派遣まで様々な期間の職員が混在していたが、長く派遣されている職員から丁寧な引継ぎを受け、業務にもスムーズに入ることが出来た。

また、どの班にも言えるが、「熊本市の1日も早い復興を！」と強い絆で結ばれ、とてもチームワークが良く、難しい案件に当たった場合でも、班員で相談し迅速に解決することができた。

このチームワークの良さは、仕事以外でも、同じ派遣職員という立場から、一緒に食事をする機会等が多く、しっかりとコミュニケーションがとれていたことが一因としてあると感じている。

【熊本市住宅応急修理の現状】

平成28年12月現在での申請件数は約15,600件、工事発注件数10,161件、完了済件数6,092件となっており、未だ工事業者が決まらず発注できない被災者の方が5,000名以上もいる。また、発注済であっても工事業者の人手不足、資材不足により工事未着工の案件が多数あるのが現状である。

この申請の受付期間は4月13日までとなっており、今後も申請件数は増え続け、最終的には23,000件を見込んでいる。

市内中心部では地震の被害を直接見ることは少ないが、申請のあった家屋の被害状況の写真を見ると、瓦が落ち、外壁が割れ、風呂やトイレが大きく損傷した光景を見ることが出来る。また、それらは市内一部の地域だけでなく、全域にわたっており、今回の地震の大きさを実感する。

業務の中で強く感じたのは、熊本市民の方たちの「人柄の良さ」である。工事業者と工事依頼や完了報告などの書類をやり取りする機会が多くあったが、緊急事態のため市の指名業者でない事業者が多いため、役所の書類作成に慣れておらず、何度も修正等が発生することがあったが、目先の工事で忙しい中、快く対応してくれる事が多かった。

また、工事業者がどこも手一杯で工事発注の目途が立たない被災者の方も声を荒げることもなく、自ら着工可能な業者を探し、着工を待っている状況である。

この被災者の方たちや工事業者の方たちが、1日も早く「普通の生活」に戻るための「応急修理」に関する業務に携われることは、自治体に働く者として、とても重要な仕事として身が引き締まる思いを強く感じた。

【最後に】

これまで、様々な部署で災害の未然予防や災害対応など、防災に携わることが多かったが、復旧・復興に関わる仕事をしたのは初めての経験であり、1ヶ月という短い期間ではあるものの、自分自身のスキルアップ、また万が一、北九州市や他の自治体で災害が発生した場合の支援に役立てる経験ができたと思っている。

職員1人の力でやれる事は僅かではあるが、今回携わった多くの職員を中心として、さらに多くの職員の力が加わることによって、1日も早い復旧・復興が可能になると感じている。

益城町災害復旧支援 活動報告

支援活動名	道路等公共施設の災害復旧業務
所属	港湾空港局整備保全部計画課
氏名	田村 和寛
活動期間	平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

1 はじめに

当初は、派遣期間が 9 月から 3 月末までとの打診であったが、担当業務の山場を年内に控えていたため、実際の派遣は 1 月から 3 月末の 3 か月となった。

前職の建設会社で転勤族をしていたこともあり、北九州市を離れることには特段の不安は無かった。しかしながら、市職員 3 年目で港湾しか知らない私が道路を中心とした災害復旧業務をこなせるのか不安であった。

派遣前の壮行会では局の皆様の熱い応援を受け、やれることをしっかりやるぞ！と腹をくくって派遣に臨んだ。

2 被災地の現状

熊本市内は特段震災の跡を感じなかった。

しかしながら、益城町に入ってから町並みは一変し、家屋は倒壊したまま、道路の不陸も酷く、全然復興が進んでいない印象を受けた。

また、派遣先の益城町役場も一見無事に見えるが、至る所に亀裂が走っており、庁舎自体も席を立つと椅子が勝手に滑り下りるくらいに傾いていた。派遣から一週間は、常に傾きに違和感を感じながら業務に取り組んだ。



熊本市内の風景



益城町役場



益城町役場屋上からの風景



道路の被災状況

3 担当業務

派遣先の部署は建設課。建設課の従来業務は町の正規職員の方々が担当し、各自治体からの派遣職員は、震災復興チームとしてまとめられていた。震災復興チームは多国籍軍の様相ではあったが、益城町の復興のためという共通の思いの下、不思議と一体感があった。

査定を受けた案件 244 件（町道・河川・橋梁・がけ）、査定の対象外の案件として里道・水路の被災が 500 箇所以上、これらを震災復興チーム 14 人で対応した。

私の担当は、町道 2 件、橋梁 1 件、全ての町内の里道・水路であった。

町道及び橋梁については、査定が完了しており、以降の熊本県の設計審査、発注、現場管理へ淡々と進めることができた。

困難を極めたのは、里道・水路であった。

派遣直後は、里道・水路の業務はコンサルの被災調査結果を元に復旧の優先順位を決めたり、復旧工事の発注や現場管理をしたりするものと聞いていたが、実際は全く違っていた。困難だった理由は以下のとおり。

① 現状の把握ができていない

- ・コンサルの調査結果が出来ていない。
- ・元々、里道水路の全容が把握されていない。
- ・現地に職員を行かせる余裕がない。

② 対応方針がない

- ・優先的に進める基準が決まっていない。
- ・住民の要望対応に追われ、計画的な復旧が出来ていない。
- ・方針を決める余裕が無い(12月まで査定に注力していた)。

③ 人が足りない

- ・対象箇所数は 500 箇所以上ある。
- ・里道水路班の 3 人の内、1 人はトータルマネジメントとして町の復興計画にも注力、もう 1 人は他の査定案件と掛け持ちしている。
- ・正味、私 1 人で対応していた状態である。

里道水路の全容が把握できていないことを問題視し、まず始めに里道と水路の台帳をひっくり返し、益城町の全体図に落とし込むことから行った。

そして、完成した全体図に住民要望の位置を落とし込み、3班に分かれて現地確認を行った。

また、現地調査で緊急性の高い変状を確認したときは、すぐに建設業者を呼び緊急工事として即日対応した。

派遣期間のほとんどを里道水路の現状把握と復旧方針の決定に費やし、本格的な復旧工事の発注・現場管理まで行うことができなかった。



4 派遣を通して見えたもの

- ・職員もコンサルも建設会社も人手不足。
- ・益城町の職員は町に詳しく、住民との調整等では必要不可欠。しかし、方針決定の議論では地元のしがらみにとらわれず、一般的な正論を堂々と言える派遣職員の存在も必要。
- ・自分で処理できる業務と処理できない業務を客観的に認識。
- ・チームとして目的意識を持って仕事に臨んだときの、チーム内のやる気に満ちた良い雰囲気と業務上の障害を乗り越える力強さ。

5 最後に

自宅が倒壊した職員もおられる中、派遣職員の負担を軽減させるべく、日々の声掛けや業務の振り分け、住民対応、歓送迎会など、手厚いご対応をして頂いた建設課の皆様にとっても感謝している。

また、宿舎を熊本市内に用意して頂いたため、休みの日は自転車で熊本市内や益城町内を探検できたことが有り難かった。

あっという間の3か月の派遣期間ではあったが、できる限りのことはやれたと考えている。

手を掛けた案件の完工を見ることができないのは残念だったが、益城町の復興の一助になれば幸いである。

